

# 物品売買契約書（案）

八尾市（以下「売渡人」という。）は、〇〇〇〇〇〇（以下「買受人」という。）との間に、下記条項を附して物品売買契約を締結する。

## 記

第1条 売渡人は買受人に対し、次に掲げる内容により物件を譲渡し、買受人はこれを買受けるものとする。

- (1) 品名及び数量 別紙のとおり  
(2) 売買価格 ￥〇〇〇, 〇〇〇円  
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額￥〇〇, 〇〇〇円）  
(3) 物件所在場所 八尾市環境部環境施設課 環境衛生庁舎

第2条 買受人は売渡人の指定する期日までに、売買代金を売渡人に支払わなければならぬ。

第3条 売買物件の引渡しは、物件所在場所において行うものとする。

- 2 買受人は、令和8年4月30日午後4時までに、これを搬出するものとし、この経費は一切買受人の負担とする。  
3 売渡人は、物件の引渡し後は、当該物件の保管責任を負わないものとする。

第4条 売渡人は、買受人により物件の引渡しが行われ、かつ売買代金が支払われたことを確認した後、当該売買物件の用途に応じて、譲渡証を発行するものとする。

- 2 買受人は、八尾市の車両ではないと判別を行えるよう白色等で全塗装を行うこととし、売渡人の検査を受けなければならない。ただし、交換用の部品取り等、車両として使用しない場合は除く。  
3 売渡人は、前項の検査に合格した物件に対し、譲渡証を発行する。  
4 買受人（買受人が売却する場合は、当該売却先を含む）は、登録変更後の自動車検査証の写しを提出しなければならない。  
5 買受人（買受人が売却する場合は、当該売却先を含む）が、日本国外に輸出する場合及び交換用の部品取りとする場合には、その旨を書面にて売渡人に申し出た物件に対し、譲渡証を発行する。ただし、買受人は、登録抹消手続きが完了したことが分かる書類（写し可）を提出すること。  
6 第1項から第5項の規定に関わらず、買受人は、キャビンの運転席側と助手席側に表示している八尾市、市章マーク及び車両ナンバー（計6ヶ所）のシールについては、除去しなければならない。

第5条 買受人は、物件引渡し後において品質、数量等に違算があることを発見しても、売渡人に対し異議を申し立て、または売買代金の減額その他の請求をすることができない。

第6条 買受人は、この契約によって生ずる一切の権利義務を第三者に譲渡し、または履行を委任することはできない。ただし、売渡人の書面による承認を得たときはこの限りでない。

第7条 売渡人は、買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、催告しないでこの契約を解除することができるものとし、これにより買受人に損害が生じても売渡人はその責めを負わないものとする。

- (1) この契約の条項に違反したとき。
- (2) 期限内に契約を履行しないとき、または履行の見込みがないと認められたとき。
- (3) 物件の引渡し等に際し、売渡人または売渡人の指定する職員の職務執行を妨げ、または妨げようとしたとき。
- (4) 契約解除の申し立てをしたとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、買受人は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として売渡人の指定する期間内に支払わなければならない。

第8条 売渡人は、買受人が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 役員等（買受人が個人である場合はその者を、買受人が法人である場合は、その法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表するものをいう。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する団体（以下「暴力団」という。）の構成員（暴対法第2条第6号に規定するもの。以下「暴力団員」という。）であるとき。
- (2) 暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自己若しくは自社又は第三者の業務に関し、不正に財産上の利益を得るため、又は債務履行を強要するため等に、暴力団員を使用したと認められるとき。
- (4) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるような関係を有していると認められるとき。
- (6) 役員等が、下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約にあたり、その契約相手方が第1号から前号までに該当する者であることを知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、買受人は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として売渡人の指定する期間内に支払わなければならない。

第9条 この契約書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、売渡人と買受人が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、売渡人・買受人記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

売渡人 八尾市本町一丁目1番1号

八尾市

代表者 市長 山本桂右

買受人

別紙

品名（車両番号）	数量
2 t 衛生車（大阪 800 せ 4693）	1 台
2 t 衛生車（大阪 800 せ 4841）	1 台